

中野区基本計画（素案）について

中野区基本計画（素案）について、以下のとおり、作成したので報告する。

1 中野区基本計画（素案）について

(1) 構成

- 第1章 計画の基本的な考え方
- 第2章 策定の背景
- 第3章 重点プロジェクト
- 第4章 基本目標別の政策・施策
- 第5章 区政運営の基本方針
- 参考資料1～3

(2) 中野区基本計画（素案たたき台）から中野区基本計画（素案）への主な変更点

別紙1のとおり

(3) 中野区基本計画（素案）

別紙2のとおり

2 意見交換会等の実施について

(1) 意見交換会

意見交換会を「区民と区長のタウンミーティング」として、以下の日程において実施する。なお、実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、事前申込制とするとともに、各回に定員を設ける。また、出席者には、検温の実施やマスクの着用を求めるなどの対策を講じる。

《意見交換会の日程》

開催日時	会場	定員
4月3日(土) 14時30分～16時	野方区民活動センター	30人
4月5日(月) 10時30分～12時	南中野区民活動センター	50人
4月7日(水) 14時30分～16時	江古田区民活動センター	25人
4月9日(金) 18時30分～20時	鷺宮区民活動センター	30人
4月11日(日) 10時30分～12時	東部区民活動センター	30人
4月13日(火) 18時30分～20時	中野区役所	50人

(2) 関係団体等からの意見聴取

意見交換会のほか、3月22日(月)～4月23日(金)の期間において、関係団体等から意見を聴取する。

(3) 意見募集

電子メール、ファクス、郵送で、4月13日(火)まで、区民等から意見を募集する。

(4) 周知方法

なかの区報3月20日号や中野区ホームページへの掲載等により周知する。

3 今後のスケジュール(予定)

令和3年3・4月	素案に関する意見交換会、関係団体等からの意見聴取等の実施
6・7月	案の報告、案に関するパブリック・コメント手続の実施
8月	策定

基本計画（素案たたき台）から基本計画（素案）への主な変更点

構成・項目	ページ	主な変更点 ※文言整理等の一部修正は除く
第1章 計画の基本的な考え方	P. 5	●「4 計画期間」について、改定に係る考え方を追記
第2章 策定の背景	P. 12 P. 15 P. 19 P. 24～30	●「1 区を取り巻く社会状況等の変化」の「(6) SDGs (持続可能な開発目標) の推進」の本文中に、広報・啓発活動の必要性について追記 ●「2 人口動向・将来人口推計」に「(4) 子ども女性比」を追記 ●「2 人口動向・将来人口推計」の「(9) 将来人口推計」の本文中に、子ども女性比に関する記述を追記 ●「3 財政状況・財政見通し」について、直近の状況を踏まえ、「(3) 10年間の財政フレーム」及び「(4) 起債・基金を活用する主な事業」について修正
第3章 重点プロジェクト	P. 33～53	●重点プロジェクトの定義、推進体制に関する記述を追記 ●各プロジェクトに、「重点ポイントと主な関連事業」及び「主な関連施策」を追記 ●「2 地域包括ケア体制の実現」の推進するプロジェクト①のタイトル及び本文を修正 ●「2 地域包括ケア体制の実現」の推進するプロジェクト②の本文を修正 ●「2 地域包括ケア体制の実現」の推進するプロジェクト③のタイトル及び本文を修正 ●「3 活力ある持続可能なまちの実現」の推進するプロジェクト①に、雇用の促進に関する記述を追記 ●「3 活力ある持続可能なまちの実現」の推進するプロジェクト②に、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進、環境性・防災性の向上に関する記述を追記 ●「3 活力ある持続可能なまちの実現」の推進するプロジェクト③の「区有施設や行政活動における脱炭素化を率先して進めます」の本文を修正

構成・項目	ページ	主な変更点 ※文言整理等の一部修正は除く
第4章 基本目標別の政策・施策		
基本目標1 人と人がつながり、新たな活力が生まれるまち		
施策1 人権と多様性の尊重		—
施策2 多文化共生のまちづくりの推進		—
施策3 地域における人のつながりと愛着が生まれる環境づくり		—
施策4 地域コミュニティを支える人材育成と団体支援の充実	P. 76 P. 77	<ul style="list-style-type: none"> ●「成果指標と目標値」のうち「地域課題の解決に取り組む団体の新規立上げ支援数」について、タイトル・指標設定の理由を修正、現状値・目標値を追記 ●「主な取組③」のタイトル「区民公益活動を担う人材・団体に対する支援の強化」を「地域における公益的な活動を担う人材・団体に対する支援の強化」に修正 ●「事業の展開」のうち「町会・自治会活動強化支援事業」について、後期の展開を追記
施策5 地域の自主的な活動の推進と環境づくり	P. 80	<ul style="list-style-type: none"> ●「事業の展開」のうち「区民活動センター整備」について、後期の展開を追記
施策6 誰もが身近に文化芸術に親しめる環境づくり	P. 83 P. 84 P. 85	<ul style="list-style-type: none"> ●「成果指標と目標値」のうち目標値を修正 ●「主な取組⑤」の「主な事業」に「旧中野刑務所正門関連事業」を追記 ●「事業の展開」のうち「文化芸術施策総合推進事業」について、後期の展開を追記 ●「事業の展開」のうち「商店街と連携した文化振興事業」について、後期の展開を追記 ●「事業の展開」のうち「文化芸術振興に向けた区民・団体活動支援事業」について、後期の展開を追記 ●「事業の展開」に「旧中野刑務所正門関連事業」を追記
施策7 魅力的な地域資源の発掘・発信	P. 87 P. 88	<ul style="list-style-type: none"> ●「成果指標と目標値」について、変更 ●「主な取組②」のタイトル「地域イベントの支援と集客力・発信力のあるイベントの創出」を「イベントの支援と集客力・発信力のあるイベントの創出」に修正 ●「事業の展開」のうち「イベント等推進事業」について、前期・後期の展開を追記
施策8 持続可能な地域経済の成長と働き続けられる環境づくり		—

構成・項目	ページ	主な変更点 ※文言整理等の一部修正は除く
施策9 商店街の活性化支援によるにぎわい空間の創出	P. 96	<ul style="list-style-type: none"> ●「事業の展開」のうち「個店経営支援事業」について、後期の展開を追記 ●「事業の展開」のうち「商業サポート事業」について、後期の展開を追記
施策10 中野駅周辺における新たな魅力や価値の創出・発信	P. 99 P. 100	<ul style="list-style-type: none"> ●「成果指標と目標値」のうち「中野駅の乗車人員（1日平均）」について、目標値を修正 ●「事業の展開」のうち「(仮称)中野駅周辺エリアマネジメント協議会設置」について、前期・後期の展開を追記 ●「事業の展開」のうち「中野駅周辺の各開発地区のエリアマネジメント展開支援」について、後期の展開を追記 ●「事業の展開」のうち「にぎわい、文化・芸術事業誘導」について、前期・後期の展開を追記
施策11 中野駅周辺まちづくりにおける都市基盤の整備と多様な都市機能の誘導		—
基本目標2 未来ある子どもの育ちを地域全体で支えるまち		
施策12 子どもの権利の尊重と理解促進		—
施策13 一人ひとりの状況に応じた支援の充実	P. 113 P. 114	<ul style="list-style-type: none"> ●「事業の展開」のうち「いじめ防止等対策事業」について、前期・後期の展開を追記 ●「事業の展開」のうち「不登校児童・生徒への支援事業」について、前期・後期の展開を追記 ●「事業の展開」のうち「外国籍の子どもの編入支援事業」について、前期・後期の展開を追記
施策14 子どもの貧困対策の推進	P. 118	●「事業の展開」のうち「子どもの経験・体験事業」について、後期の展開を追記
施策15 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応	P. 122	●「事業の展開」のうち「里親支援」について、後期の展開を追記
施策16 子どもたちの「生きる力」を育む教育の充実	P. 125 P. 128	<ul style="list-style-type: none"> ●「成果指標と目標値」のうち「学校・園は他の校種との接続や連携を大切にした教育を視点に授業・保育改善に努めている」と考える保護者の割合」について、現状値を追記 ●「事業の展開」のうち「オンライン学習の環境整備」について、後期の展開を追記 ●「事業の展開」のうち「教育センター運営」について、後期の展開を追記
施策17 発達の課題や障害のある子どもへの教育の充実	P. 131	●「事業の展開」のうち「就学相談」について、後期の展開を追記
施策18 特色ある学校づくりと家庭・地域との協働による学校運営の推進		—

構成・項目	ページ	主な変更点 ※文言整理等の一部修正は除く
施策19 これからの学びに対応した学校教育環境の整備	P.137 P.138	<ul style="list-style-type: none"> ●「主な取組⑤」のタイトル「学校における働き方改革」を「学校における働き方改革の推進」に修正 ●「事業の展開」のうち「区立小・中学校再編」について、前期の展開を追記
施策20 地域における子育て支援活動の促進	P.142	<ul style="list-style-type: none"> ●「事業の展開」のうち「児童館における子育て活動支援事業」について、後期の展開を追記 ●「事業の展開」のうち「ファミリー・サポート・センター事業」について、後期の展開を追記
施策21 妊娠から子育てにかかる切れ目ない相談支援体制の充実		—
施策22 将来を見通した幼児教育・保育の実現	P.149	●「主な取組③」の本文に、区立幼稚園に関する記述を追記
施策23 特別な配慮を必要とする子どもとその家庭への一貫した相談支援体制の充実		—
施策24 子育て世帯が暮らしやすい住宅・住環境の誘導		—
施策25 子育て家庭にとって魅力的な空間・施設等の充実	P.160	●「事業の展開」のうち「児童館等整備・運営」について、前期・後期の展開を追記
施策26 若者が地域や社会で活躍できる環境づくり	P.164	●「事業の展開」のうち「育成活動支援事業」について、後期の展開を追記
施策27 社会との関わりに課題を抱える若者の相談支援体制の充実		—
基本目標3 誰もが生涯を通じて安心して自分らしく生きられるまち		
施策28 高齢者が安心して暮らし続けることができる体制の充実	P.173 P.174	<ul style="list-style-type: none"> ●「成果指標と目標値」のうち「何かあったときに相談する相手がいる」という高齢者の割合について、現状値と目標値を修正 ●「事業の展開」のうち「高齢者の見守り・支えあい推進事業」について、前期・後期の展開を追記
施策29 高齢者を支える医療や介護・生活支援サービス等の提供体制の充実		—
施策30 多様な交流・つながりを育み、いつまでも活躍できる環境づくり		—

構成・項目	ページ	主な変更点 ※文言整理等の一部修正は除く
施策 3 1 区民が主体的に取り組む介護予防の推進		—
施策 3 2 権利擁護と虐待防止の推進	P. 190	●「事業の展開」のうち「成年後見制度推進事業」について、後期の展開を追記
施策 3 3 多様な課題を抱えている人やその家族の早期発見・早期対応の推進		—
施策 3 4 障害者への相談支援体制と地域生活移行を支える環境の整備	P. 198	●「事業の展開」のうち「障害者相談支援事業」について、前期・後期の展開を追記
施策 3 5 生活に困窮している人の自立に向けた支援の充実		—
施策 3 6 障害者の就労や社会参画の推進	P. 207	●「事業の展開」のうち「障害者差別解消推進事業」について、後期の展開を追記
施策 3 7 認知症のある人とその家族を支える環境づくり	P. 209	●「成果指標と目標値」のうち「認知症の症状や基本的な対応方法を知っている人の割合」について、目標値を修正
施策 3 8 誰もが身近に運動・スポーツ活動に取り組める環境づくり	P. 217	●「事業の展開」のうち「オリンピック・パラリンピック気運醸成事業、レガシー事業」について、後期の展開を追記
施策 3 9 健康的な生活習慣が身につく環境づくり		—
施策 4 0 地域医療体制の充実		—
施策 4 1 生涯にわたり学び続けることができる環境づくり	P. 225 P. 226	<ul style="list-style-type: none"> ●「成果指標と目標値」のうち「区内において様々な学習機会が充実している」と感じる区民の割合」について、目標値を修正 ●「主な取組③」の本文について、「地域開放型学校図書館は、既存図書館の配置状況を踏まえ、計画的に整備します。」を「地域開放型学校図書館については、3館開設し、運用状況を検証します。」に修正 ●「事業の展開」のうち「区立図書館整備・運営」について、前期の展開を追記

構成・項目	ページ	主な変更点 ※文言整理等の一部修正は除く
基本目標4 安全・安心で住み続けたいとなる持続可能なまち		
施策4-2 防災まちづくりの推進		—
施策4-3 災害に強い体制づくり	P. 236 P. 237 P. 238	<ul style="list-style-type: none"> ●「主な取組④」のタイトル「要配慮者への避難支援」を「避難行動要支援者への避難支援」に修正 ●「事業の展開」のうち「避難所運営、防災物資・防災資機材等配備」について、前期・後期の展開を追記 ●「事業の展開」のうち「情報発信・情報収集体制整備」について、前期・後期の展開を追記 ●「事業の展開」のうち「災害時避難行動要支援者支援事業」について、前期・後期の展開を追記 ●「事業の展開」のうち「防災訓練」について、前期の展開を追記 ●「事業の展開」のうち「地域自主防災支援事業」について、前期・後期の展開を追記
施策4-4 西武新宿線連続立体交差事業を契機としたまちづくりの推進		—
施策4-5 各地区の特性に応じたまちづくりの推進		—
施策4-6 住宅ストックの質の向上、適切な維持管理及び有効活用の推進	P. 249	●「成果指標と目標値」のうち「空き家棟数」について、目標値を修正
施策4-7 まちなかの安全性・快適性の向上		—
施策4-8 道路・橋梁の着実な整備・改修		—
施策4-9 多様なニーズに応じた魅力ある公園の整備		—
施策5-0 誰もが利用しやすく、円滑に移動できる交通環境の整備		—
施策5-1 脱炭素社会の推進と気候変動への適応	P. 267 P. 269	<ul style="list-style-type: none"> ●「成果指標と目標値」のうち「区内の二酸化炭素排出量」について、目標値を修正 ●「事業の展開」のうち「再生可能エネルギー設備等導入支援事業」について、後期の展開を追記 ●「事業の展開」のうち「環境に関する連携・協働に向けたネットワークづくり」について、後期の展開を追記
施策5-2 ごみの減量やリサイクルの推進		—
施策5-3 みどりの保全と創出の推進		—

構成・項目	ページ	主な変更点 ※文言整理等の一部修正は除く
施策 5 4 犯罪や事件・事故の防止と消費生活の安全の推進		—
施策 5 5 感染症の予防と拡大防止		—
施策 5 6 安全・安心な生活環境の確保		—
第 5 章 区政運営の基本方針	P. 292	●「1 対話・参加・協働に基づく区政運営」の「(3) 財政運営 ①財政運営の考え方」について、自主財源の確保等に関する記述を追記

中野区基本計画（素案）

2021年度 ▶ 2025年度（令和3年度～令和7年度）

令和3年（2021年）3月

中野区

—目次—

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 策定の趣旨	2
2 基本計画の位置付け	3
3 基本計画の構成	4
4 計画期間	5
5 計画の進行管理	5
第2章 策定の背景	7
1 区を取り巻く社会状況等の変化	8
2 人口動向・将来人口推計	13
3 財政状況・財政見通し	21
第3章 重点プロジェクト	31
プロジェクト1 子育て先進区の実現	34
プロジェクト2 地域包括ケア体制の実現	40
プロジェクト3 活力ある持続可能なまちの実現	47
第4章 基本目標別の政策・施策	55
基本目標1 人と人がつながり、新たな活力が生まれるまち	61
政策 1 多様性を生かし新たな価値を生み出す	63
施策 1 人権と多様性の尊重	64
施策 2 多文化共生のまちづくりの推進	68
政策 2 地域愛と人のつながりを広げる	71
施策 3 地域における人のつながりと愛着が生まれる環境づくり	72
施策 4 地域コミュニティを支える人材育成と団体支援の充実	75
施策 5 地域の自主的な活動の推進と環境づくり	78
政策 3 遊び心あふれる文化芸術をまち全体に展開する	81
施策 6 誰もが身近に文化芸術に親しめる環境づくり	82
施策 7 魅力的な地域資源の発掘・発信	86
政策 4 地域経済活動を活性化する	89
施策 8 持続可能な地域経済の成長と働き続けられる環境づくり	90

施策 9	商店街の活性化支援によるにぎわい空間の創出	93
政策 5	東京の新たな活力とにぎわいを世界に発信する	97
施策10	中野駅周辺における新たな魅力や価値の創出・発信	98
施策11	中野駅周辺まちづくりにおける都市基盤の整備と 多様な都市機能の誘導	101
基本目標2	未来ある子どもの育ちを地域全体で支えるまち	105
政策 6	子どもの命と権利を守る	107
施策12	子どもの権利の尊重と理解促進	108
施策13	一人ひとりの状況に応じた支援の充実	111
施策14	子どもの貧困対策の推進	115
施策15	児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応	119
政策 7	社会の変化に対応した質の高い教育を実現する	123
施策16	子どもたちの「生きる力」を育む教育の充実	124
施策17	発達の課題や障害のある子どもへの教育の充実	129
施策18	特色ある学校づくりと家庭・地域との協働による 学校運営の推進	132
施策19	これからの学びに対応した学校教育環境の整備	135
政策 8	まち全体の子育ての力を高める	139
施策20	地域における子育て支援活動の促進	140
施策21	妊娠から子育てにかかる切れ目ない相談支援体制の充実	143
施策22	将来を見通した幼児教育・保育の実現	147
施策23	特別な配慮を必要とする子どもとその家庭への一貫した 相談支援体制の充実	150
政策 9	子育て世帯が住み続けたいまちをつくる	153
施策24	子育て世帯が暮らしやすい住宅・住環境の誘導	154
施策25	子育て家庭にとって魅力的な空間・施設等の充実	157
政策10	若者のチャレンジを支援する	161
施策26	若者が地域や社会で活躍できる環境づくり	162
施策27	社会との関わりに課題を抱える若者の 相談支援体制の充実	165
基本目標3	誰もが生涯を通じて安心して自分らしく生きられるまち	169
政策11	人生100年時代を安心して過ごせる体制を構築する	171
施策28	高齢者が安心して暮らし続けることができる体制の 充実	172

施策29	高齢者を支える医療や介護・生活支援サービス等の提供体制の充実	175
政策12	生涯現役で生き生きと活躍できる環境をつくる	179
施策30	多様な交流・つながりを育み、いつまでも活躍できる環境づくり	180
施策31	区民が主体的に取り組む介護予防の推進	183
政策13	誰一人取り残されることのない支援体制を構築する	187
施策32	権利擁護と虐待防止の推進	188
施策33	多様な課題を抱えている人やその家族の早期発見・早期対応の推進	191
施策34	障害者への相談支援体制と地域生活移行を支える環境の整備	195
施策35	生活に困窮している人の自立に向けた支援の充実	199
政策14	誰もが自分らしく輝ける地域社会を形成する	203
施策36	障害者の就労や社会参画の推進	204
施策37	認知症のある人とその家族を支える環境づくり	208
政策15	生涯を通じて楽しく健康に過ごせる環境をつくる	213
施策38	誰もが身近に運動・スポーツ活動に取り組める環境づくり	214
施策39	健康的な生活習慣が身につく環境づくり	218
施策40	地域医療体制の充実	221
施策41	生涯にわたり学び続けることができる環境づくり	224
基本目標4	安全・安心で住み続けたいくなる持続可能なまち	227
政策16	災害に強く回復力のあるまちづくりを進める	229
施策42	防災まちづくりの推進	230
施策43	災害に強い体制づくり	234
政策17	時代の変化に対応したまちづくりを進める	239
施策44	西武新宿線連続立体交差事業を契機としたまちづくりの推進	240
施策45	各地区の特性に応じたまちづくりの推進	244
政策18	快適で魅力ある住環境をつくる	247
施策46	住宅ストックの質の向上、適切な維持管理及び有効活用の推進	248
施策47	まちなかの安全性・快適性の向上	252
施策48	道路・橋梁の着実な整備・改修	255
施策49	多様なニーズに応じた魅力ある公園の整備	258

施策50	誰もが利用しやすく、円滑に移動できる交通環境の整備	261
政策19	環境負荷の少ない持続可能なまちをつくる	265
施策51	脱炭素社会の推進と気候変動への適応	266
施策52	ごみの減量やリサイクルの推進	270
施策53	みどりの保全と創出の推進	273
政策20	安全・安心な生活環境と防犯まちづくりを進める	277
施策54	犯罪や事件・事故の防止と消費生活の安全の推進	278
施策55	感染症の予防と拡大防止	281
施策56	安全・安心な生活環境の確保	284

第5章 区政運営の基本方針287

1	対話・参加・協働に基づく区政運営	290
2	危機の発生に備えた体制の強化	294
3	社会の変化に対応した質の高い行政サービスの提供	296

参考資料

- 1 用語解説
- 2 基本構想・基本計画体系図
- 3 政策、施策、主な取組、主な事業の一覧

※本文中に「*印」のある用語は、巻末の用語解説に説明があります。

※本冊子の表・グラフの数値は、表示単位未満を四捨五入しています。

このため、表示している数値から算出した合計値と合計欄の値は異なる場合があります。

第 1 章

計画の基本的な考え方

- 1 策定の趣旨
- 2 基本計画の位置付け
- 3 基本計画の構成
- 4 計画期間
- 5 計画の進行管理

中野区では現在、中野区基本構想（以下「基本構想」といいます。）の改定に向けた検討を進めています。基本構想は、中野区に住むすべての人々や、このまちで働き、学び、活動する人々にとって、平和で、より豊かな暮らしを実現するための共通目標であり、また、区が区民の信託に基づき、区政運営を進める上で、最も基本的な指針を示すものです。

全国各地で甚大な影響を及ぼす大規模な自然災害の発生、2020年に感染拡大した新型コロナウイルス感染症の影響による人々の生活の変化、さらには中長期的な人口構造の変化など区を取り巻く環境は常に変わり続けています。いかなる時代においても、安全・安心な地域社会を築くとともに、中野の持つ多様な資産を次の世代に着実につなぎ、活力あるまちであり続けなければなりません。地域の自治を育み、人々のつながりや交流を広げ、多様な主体による協働と協創を深めながら、中野の未来のために、ともに歩み続けていく必要があります。

このような社会状況等を踏まえ、現在検討中の基本構想では、人々が大切にす理念の下、中野のまちの将来像「つながる はじまる なかの」を掲げるとともに、10年後に目指すまちの姿を、4つのまちの姿（基本目標）ごとに描いています。また、あわせて、区政運営の基本方針を示しています。

この基本構想の改定を見据え、基本構想の実現に向け、その礎となる5年間の区政運営を着実に進めていくために、新しい中野区基本計画（以下「基本計画」といいます。）を策定します。

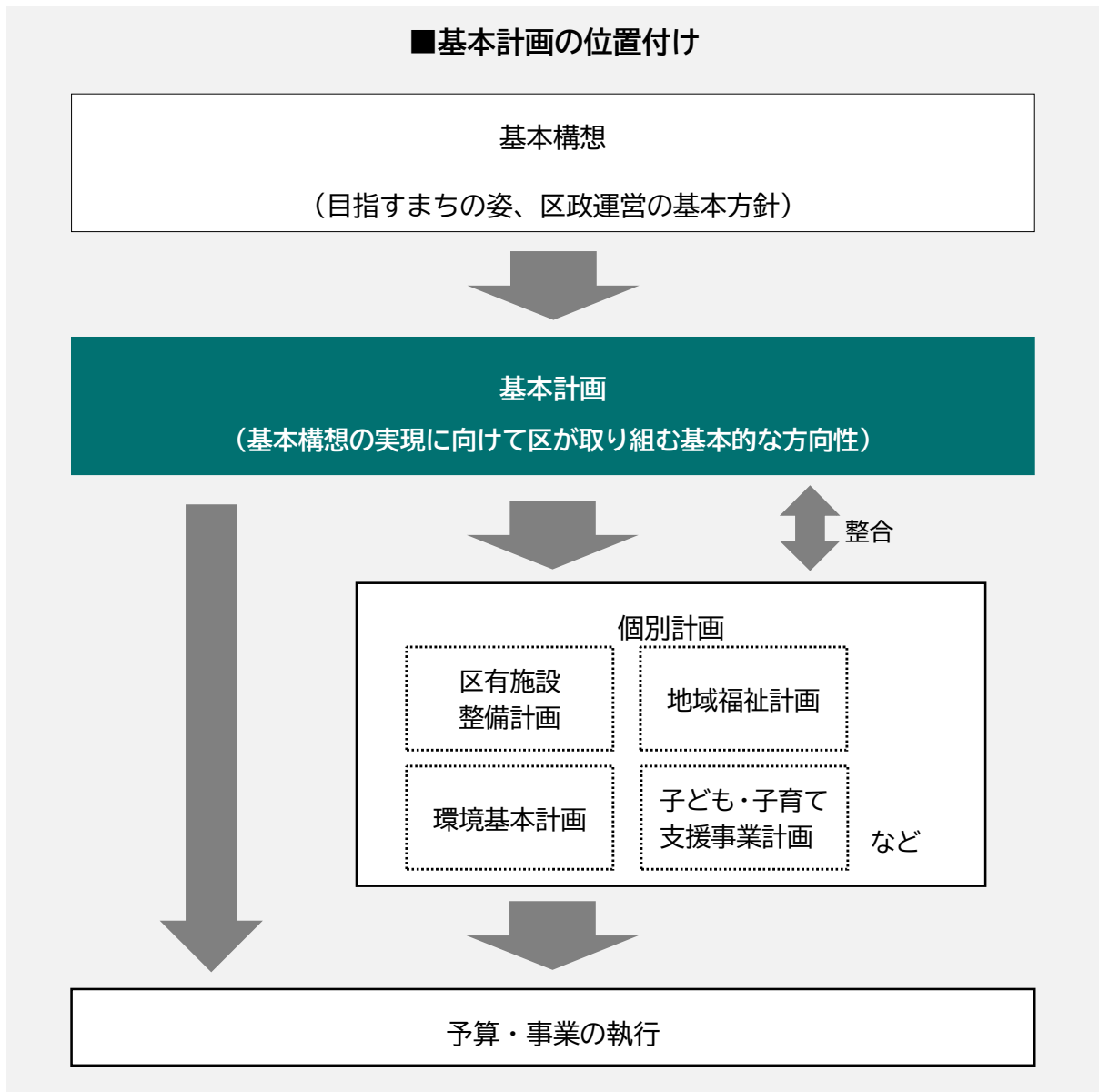
2

基本計画の位置付け

区は、中野区自治基本条例に基づき、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定し、総合的かつ計画的な行政運営を行います。

基本計画では、基本構想において描く目指すまちの姿の実現に向け、区が取り組む基本的な方向性を示します。また、区政全般にわたる総合的な計画として定めるとともに、各個別計画の上位の計画として位置付けるものです。

基本計画においては、区が取り組む方向性に沿って必要な政策及び施策を体系的に示します。また、この基本計画は、将来人口推計や持続可能で活力ある地域社会の実現に向けた取組を盛り込み、まち・ひと・しごと創生法に基づく中野区まち・ひと・しごと創生総合戦略として位置付けます。



3

基本計画の構成

- 第1章 ▶ 基本計画の基本的な考え方として、策定の趣旨、位置付け、構成、計画期間、進行管理について整理しています。

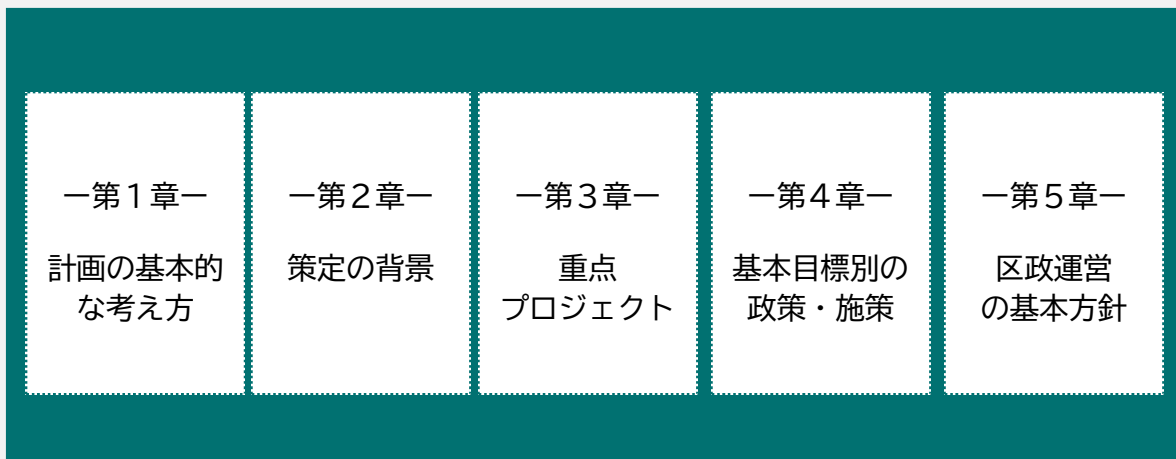
- 第2章 ▶ 基本計画の策定にあたり、注視すべき区を取り巻く社会状況等の変化、人口動向・将来人口推計、基本計画を踏まえた財政見通しを示します。

- 第3章 ▶ 政策及び施策を効果的かつ効率的に推進していくため、組織横断的かつ重点的に対応することが必要な政策課題に対して「重点プロジェクト」を設定しています。

- 第4章 ▶ 基本構想において描く目指すまちの姿の実現に向け、区が取り組む基本的な方向性を示すため、4つの基本目標の下、政策及び施策を体系的に整理しています。各施策においては、現状と課題を踏まえ、「施策の方向性」を明示するとともに、施策の達成状況の目安となる「成果指標と目標値」を設定しています。また、「主な取組」を示し、「事業の展開」を前期（概ね2年）と後期（概ね3年）に分けて設定しています。なお、基本計画においては、今後の区政の方向性を示す趣旨から、国の制度等に基づき運営していくことが義務付けられている事務については原則として掲載を省略しています。

- 第5章 ▶ 持続可能な区政運営を実現するための基本方針を示します。

■基本計画の構成



4

計画期間

基本計画は、2021年度から2025年度までの5年間の計画期間とします。なお、原則として、計画の期間終了までに評価や検証を行った上で、必要な見直しを行い、次期の基本計画を策定します。

ただし、区を取り巻く社会経済状況が大きく変化した場合や、財政状況及び計画の前期における各施策の実施状況等を踏まえ、見直す必要があると判断した場合には、計画期間の終了を待たずに改定を行います。

【計画期間】 2021年度～2025年度（5年間）



5

計画の進行管理

基本構想で描く目指すまちの姿を目標として、その実現に向けて、より高い価値を区民に提供することを目的として、「目標と成果による区政運営」を進めます。基本計画では、政策及び施策を体系化し、各施策においては、その方向性を示すとともに、成果指標や主な取組、事業の展開を設定しています。毎年度、主な取組や事業の展開について進捗状況を把握するとともに、定期的に目標と現状について検証や評価を行い、それらを総合的に判断し、次期の基本計画において施策の廃止、統合、追加など必要な見直しを行います。

第2章

策定の背景

- 1 区を取り巻く社会状況等の変化
- 2 人口動向・将来人口推計
- 3 財政状況・財政見通し

(1) 中長期的な人口構造の変化

国の総人口は、2008年の1億2,808万人をピークに減少に転じており、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2020年代初めは毎年50万人程度の減少、2040年代頃には毎年90万人程度の減少になると予想されています。

このように全国的に人口減少が進む中、中野区を含む都市部においては、現在も概ね増加傾向にあります。中野区においては、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑みても、2035年頃まではこの傾向が続き、その後、減少局面に突入すると推測されます。

2025年には団塊世代が後期高齢者となり、人生100年時代とも言われる超高齢社会は一層進展していきます。医療・介護などの社会保障費の増加、さらに様々な社会問題の発生が懸念される中、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境づくりを進め、生涯にわたり誰もが自分らしく生き生きと暮らし、そして活躍できる社会を築いていく必要があります。

一方、中野区は23区の中でも人口に占める年少人口（0～14歳）の割合が低く、0～9歳の転出入の状況を見ると、転出超過の傾向が続いています。少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少は、地域経済や区財政、地域コミュニティの活力に深刻な影響を及ぼすことが予測されます。安心して子どもを産み、育て、住み続けられる環境を整えるとともに、次の世代を担う若者への支援などを通じて、持続可能な活力あるまちづくりを進めていく必要があります。

こうした人口構造の変化を見据え、誰もがいつまでも住み続けたいくなるまちの実現に向けては、快適で良好な住環境の形成、新たなにぎわいや魅力の創出が求められます。現在、進展している各地区のまちづくりを契機として、経済の活性化や文化芸術の振興、安全性・快適性・利便性の向上、歩いて楽しくなるまちなかづくりなどを着実に進めていく必要があります。

(2) ダイバーシティ（多様性）の進展と地域コミュニティの変化

2019年の訪日外客数は3,188万人と過去最多を記録し、中野区においては2020年1月には外国人住民が2万人を超え、人口の約6%に達しました。また、出入国管理法の改正により、一定の専門性・技能を有した外国人人材を受け入れる新しい在留資格が創設され、外国人住民の更なる増加が見込まれました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による海外渡航の制限や外出禁止措置

の影響等を受け、中野区の外国人住民は2021年1月時点で17,809人に減少しましたが、現在も多く外国人が暮らしており、新型コロナウイルス感染症の収束後には、再び増加に転じると考えられます。

また、中野区は、20歳代・30歳代の若年層の転入者が多く、人口の大きな割合を占めています。出産等を契機に転出する傾向があるものの、こうした流動性の高さが中野区の特徴の一つとなっています。

ライフスタイルや価値観の多様化が進む中、国籍や文化、年齢や世代、障害、性別、性自認や性的指向などにかかわらず多様な人々が暮らす中野区においては、互いを認め合い、ダイバーシティ（多様性）を尊重する地域社会の形成が求められます。

多様性を尊重し合いながら、将来にわたって持続可能な自治を実現するためにも、人々のつながりや交流、地域への関心と参画を広げ、多様な主体による協働と協創を深め、誰もが地域の一員として共生し、誰一人取り残されることのない地域社会の形成に向けて取り組んでいく必要があります。

（3）デジタル技術の進展と社会全体のデジタルトランスフォーメーション

AI（人工知能）、ロボット、IoT*（モノのインターネット）などの新技術の社会実装が進み、データの世界的な流通や利活用高度化の進展により、多種多様な知識・活動がデータ化されネットワークでつながることで新たな価値を生み出す、高度情報通信ネットワーク社会が進展しています。

国は、社会全体がデジタル化・スマート化することにより、イノベーションを促していくことで新たな経済発展と社会課題の解決を両立する、人間中心の社会「Society5.0」の実現を提唱しています。

また、従来からのデジタルライゼーション（業務等プロセス全体のデジタル化）をさらに進め、ICT（情報通信技術）の浸透により生活をより良い方向に変革するという意味の、「デジタルトランスフォーメーション」への取組も世界規模で進んでいます。日本でも、行政のデジタルトランスフォーメーションをより強力に推進し、デジタル社会の形成に関する司令塔とするため、2021年の秋にデジタル庁が設置される予定であり、テクノロジーの活用により政府や自治体の業務の効率化等を進める「GovTech（ガブテック）」という言葉も注目されています。こういった高度なデジタル技術の利活用により、行政機関がデジタルトランスフォーメーションに対応していくことで、行政運営の効率化や住民サービスの向上を図ることが必要になっています。

このように、人々の生活や社会状況が大きく変化していく中、中野区において

もデジタル技術の進展に確実に対応し、社会の変化を見据えた質の高い行政サービスを提供していく必要があります。来庁することなく必要な手続き等が出来る、24時間365日の対応が可能な電子窓口を整備するとともに、業務プロセスのデジタル化や、AIやRPA*、GIS*の更なる利活用など、業務の効率化にも取り組みます。

また、区の窓口では、情報システムやデータを利活用して、来庁した区民一人ひとりのニーズに寄り添った丁寧な対応を行っていくことが必要です。

(4) 大規模自然災害の発生

国内外で気候変動の影響とみられる異常気象が頻発しています。我が国においても、各地で猛暑や豪雨、記録的な規模の台風により、生命や財産への直接的な影響が現れているとともに、社会インフラへの甚大な被害も発生しています。

さらに、2011年の東日本大震災や2016年の熊本地震など、大規模な地震も発生しています。関東大震災から100年を迎えようとしている中、都の想定では、今後30年間に約70%の確率でマグニチュード7クラスの首都直下地震等が発生し、都内で最大約1万人の犠牲者が生じると予測されています。

中野区は、建物倒壊や延焼に関する災害危険度の高い木造住宅密集地域が多く分布し、狭あい道路も多く存在しています。また、近年の局地的集中豪雨による内水氾濫などの都市型水害も発生しています。このように災害時における課題を抱えており、甚大な被害が生じる可能性があります。

こうした課題に対応するため、木造住宅密集地域の改善、建物等の耐震化・不燃化の促進、狭あい道路の拡幅などによる避難道路のネットワークの形成、公共空間の確保など震災時・火災時に向けた対策や、集中豪雨等に備えるための治水対策などを今後も一層進めていく必要があります。

あわせて、地域防災力や避難環境の向上、災害時における迅速で適切な情報提供体制等の確立など総合的に取り組み、災害時における早期の復旧・復興が可能となるまちづくりを進めていく必要があります。

さらに、気候変動の原因である温室効果ガスを削減し、脱炭素社会*を実現するためには、区民や事業者の意識を高め、行動変容を促し、区内全体のCO₂排出量の削減に取り組むなど地球温暖化対策を進めるとともに、気候変動への適応に向けた取組についても着実に進めていく必要があります。

(5) 新型コロナウイルス感染症の影響による社会の変化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は未だ収束の目処が立たず、様々な場面において、人々の生活に甚大な影響を及ぼしています。国内や地域社会に目を向けると、人々の生命や健康に限らず、日常生活における外出や移動、学校教育、地域経済、地域医療など様々な分野にその影響を及ぼし、感染者等に対する差別や偏見なども生まれています。

一方で、新型コロナウイルス感染症の収束・共生に向け、産業構造や働き方、住まい方、人と人とのコミュニケーションのあり方など、新しい生活様式への移行が進み、家庭・生活を重視する意識が高まるなど、社会全体の価値観や行動の変化が生まれています。

このような状況の下、区では、「医療など最前線の現場環境を支える」「生活や子育て、介護などを支える」「経済の再生に向け事業者を支える」の3つの柱を掲げ、PCR検査センター開設、在宅児童・生徒ICT支援、緊急応援資金融資斡旋など、医療・生活・経済を支援する対策を講じてきました。

今後、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することが懸念される中、医療にかかる継続的な支援を行っていくことや区の健康危機管理体制を充実していくことが必要です。また、日常生活や家計等に対する不安の解消、そして新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と経済再生の両立を図る取組を進めていく必要があります。

これら医療・生活・経済を支援する対策を柱として、基本計画に定める取組を着実に進めていくためには、中長期的な視点に立ち、行政手続や事業の実施におけるデジタル化・オンライン化の推進、移動・外出等の区民生活と感染拡大防止の両立、働き方や住まい方の変化に対する対応、ICT（情報通信技術）の活用による地域コミュニティと地域活動の活性化、さらには、差別・偏見、孤立、虚弱化、生活困窮など様々な課題に対して、感染状況や国による対策などの局面にあわせて柔軟な対策を進めていく必要があります。

(6) SDGs（持続可能な開発目標）の推進

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。

SDGsでは、持続可能な世界を実現するための17の目標（ゴール）と、具体的に達成すべき169のターゲットを設定し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取組が示され

ています。

国においては、SDGs 推進本部を立ち上げ、「SDGs 実施指針」を示しています。この指針では、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことをビジョンとし、その達成に向けて、国や地方自治体、NPO 法人などの広範なステークホルダー*の連携を推進していくこととしています。

中野区において現在検討を進める基本構想では、「誰一人取り残さない」という考え方や協働・協創の推進など、SDGs に掲げている目標や方向性と同じくするものであることから、基本構想の理念に基づき、各施策の取組を着実に推進していくことが、SDGs の推進につながると考えられます。

SDGs の 17 のゴールは、いずれも密接に関わる不可分の課題であり、どれが欠けてもビジョンは達成されないという認識のもと、統合的かつ横断的な取組を推進していく必要があります。

また、SDGs に取り組むにあたり、分野を問わず適用されるべき原則として、(1) 普遍性、(2) 包摂性、(3) 参画型、(4) 統合性、(5) 透明性と説明責任の 5 つがあります。区だけでなく社会全体で取り組む「普遍性」、誰一人取り残さない「包摂性」、多様な主体の参画により取り組む「参画型」、経済・社会・環境の 3 要素の視点を持つ「統合性」、施策の立案や実施における「透明性と説明責任」の 5 つの主要原則を考慮しながら、区としてそれぞれの施策を展開していく必要があります。さらに、SDGs の達成に向けて、区民生活や事業者の事業活動に浸透させていくためにも積極的な広報・啓発活動を進めていく必要があります。



